

岩手県議会告示第1号

岩手県議会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月21日

岩手県議会議長 工藤大輔

岩手県議会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

岩手県議会が保有する個人情報の保護等に関する規程（令和5年岩手県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2号の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者記号・番号</u></p> <p>(9)・(10) [略]</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(12)・(13) [略]</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者番号</u></p> <p>(15)～(17) [略]</p> <p>(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)</p> <p>第5条 [略]</p>	<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2号の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>被保険者記号・番号等</u></p> <p>(9)・(10) [略]</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(12)・(13) [略]</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>被保険者番号等</u></p> <p>(15)～(17) [略]</p> <p>(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)</p> <p>第5条 [略]</p>
2	<p>議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に<u>定める</u>事項を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(開示請求等における本人確認手続等)</p>	<p>議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に<u>掲げる</u>事項を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(開示請求等における本人確認手続等)</p>
第10条	<p>条例第20条第2項（条例第33条第2項及び第41条第2項において準用する場合を含む。）の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p> <p>(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下</p>	<p>条例第20条第2項（条例第33条第2項及び第41条第2項において準用する場合を含む。）の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p> <p>(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下</p>

<p>この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、<u>健康保険の被保険者証</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>
<p>2 (個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2号の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号</p> <p>(11)～(17) [略]</p>	<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2号の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の<u>免許情報記録の番号</u></p> <p>(11)～(17) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、令和7年2月21日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年3月24日から施行する。